

## 清末における「中国」の創出と日本

茂木 敏夫

## はじめに

主権国家を基本的な単位とし、その集合として構想される近代の世界秩序<sup>(1)</sup>においては、中国を考えるに際しても、それは、何よりも近代的な主権国家の枠組みで考えられがちである。つまり、中国は、今日の中華人民共和国にその領域が求められ、国境線によって囲まれたその領域は、限なく均質に権力の浸透する(あるいは、浸透すべき)、統一された(あるいは、統一されるべき)存在として、普通考えられている。

しかし、華南経済圏や黄海経済圏等々、最近の中国(及び、その一部の地域)とその周辺地域における、国境を越えた交流の状況は、このような近代国家に収斂されていくような「中国」像に対し、反省を促しているといえるだろう<sup>(2)</sup>。ところで、「中国」に同定される、今日の中華人民共和国の領域は、外モンゴルを除いて、基本的には、清朝の版図を継承したものである。しかし、その清朝は、周知のように近代的な主権国家とは全く性格を異にする国家であった。それが一九世紀以降、近代世界と対峙するなかで、その版図を中

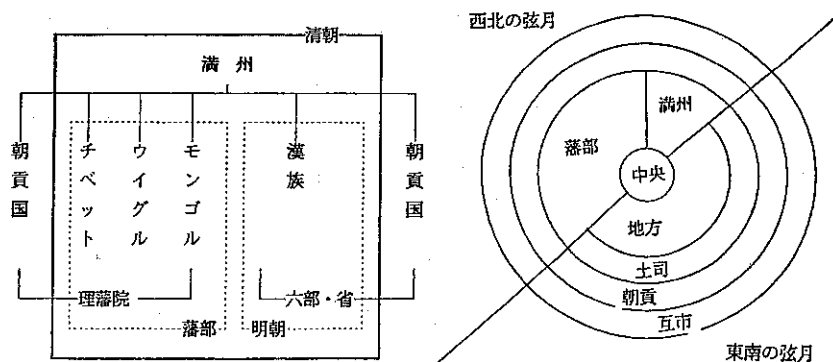
国・中華のもとに一元的に統合しつつ、そこに均質に、排他的に行使される領土主権を確立していくことによって、この領域を主権国家としての「中国」に実体化させていったわけである。

そこで本稿では、本来多様性を有していた中国が、そのような主権国家としての「中国」に収斂され、実体化されていくひとつの画期を、一八七〇―一八〇年代以降の清朝の周辺地域への支配のあり方の変化に求め、清朝が周辺を排他的に「中国」の秩序に取り込んでいく秩序化の論理、いわば「中国」創出の論理とその実態について検討することで、国家中心主義的な「中国」像を相対化し、中国理解の多様な枠組みを模索したい。以下、まず前提として、清朝の統治構造について、簡単にその性格を整理し、次いで、特に、近代国家を形成して周辺との関係を近代的に改変していく日本への対応に注目しながら、「中国」創出の過程を概観する。そのうえで、その周辺支配のあり方を改変して「中国」を創出していく際の、これを正当化する論理について考察する。

# 一 清朝の統治構造

清朝は入関以前からモンゴルの一部の部族にも君臨しており、第二代ホンタイジは元朝以来の玉璽「制誥之宝」を託されて、モンゴルに対してはハーンとして臨んでいた<sup>(3)</sup>。そして入関以後、明朝の版図を継承して、ここは歴代の中国の正統王朝の後継王朝として、中国文化による文化的・一元主義<sup>(4)</sup>によって統治することとなった。清朝はその後も西北への遠征を続け、乾隆帝のジュンガル王国平定によって、満州の故地とかつての明朝の版図に加えて、内陸のモンゴル・トルコ系ムスリム(ウイグル)・チベットを含んだ広大な地域を版図とすることになったわけである。そしてこの非中国文化圏の地域を藩部として、ここに対しては、旧来の明朝の版図である中国文化圏に対するのとは異なる方式で、入関以前のモンゴル統治機関に由来する理藩院によって、あくまでも満州人王朝として臨んだのである。

マーク・マンコールは、清朝の世界観を、自然条件や社会・経済の実態が満州族に似た北・西北の内陸部に位置するモンゴル・チベット・新疆の「西北の弦月 the northwestern crescent」と、中国本土に似た朝鮮から東南アジアにいたる東・東南の沿海・海上の「東南の弦月 the southeastern crescent」との、二元的な世界観として説明している<sup>(5)</sup>。この分析をふまえながら、清朝の統治体制の構造を内外を連続的に考えると、「図1」のように、明朝以来の直轄省とその延長上にある朝貢国(「東南の弦月」)、理藩院によって治



〔図1〕 清朝の統治構造

められる、内陸の藩部とそれに連続する朝貢国(「西北の弦月」)、に分類して考えるのが適当だろう。

「西北の弦月」には漢族の移住を認めず、漢族社会から隔離する政策が採られた。実際には多大の過剰人口をかかえる漢族社会からの流入は阻止できるものではなかったが、しかしこの原則は長らく放棄されることはなかった。そして末端の民政については各々の自治に委ねられて、それぞれの地域・民族に内在する統治方式が温存され

た。その結果、それぞれの宗教・生活・社会・文化は保持されて、独自の非中国世界として、中国世界を牽制することになった。

また、自然条件も社会習慣も異なるこれら二つの「弦月」を、二つながら治める装置として、清朝はそれぞれの「弦月」に対し、首都の使い分けを行った。長城の北側、満州・モンゴル・中国の接点に位置する熱河には避暑のための離宮、避暑山荘を設け、皇帝はそこで毎夏の一定期間を過ごした。そこにはラマ僧を招いたり、中央アジア諸国からの朝貢使節を迎えたり、皇帝自ら狩猟を行ったりして、「西北の弦月」を生活空間とする諸民族に向けて、北京における中国の正統王朝としての姿とは別の、内陸アジア諸民族の首長としての姿をアピールしたのだった(6)。

従来、明朝の版図においては、明朝同様、中央には六部が置かれ、地方には省制が施行された。そして末端の地域社会においては、明代以来の人口の流動性を容認し、圧倒的少数者である満州人による漢族支配を円滑化するのに役立つかぎりは、こうした流動性のなかで形成された、郷紳や宗族による地域社会の秩序形成・秩序維持機能を追認し、これを利用しながら、中央集権的な支配を再編成しようとしたのである。そのような版図支配の性格について、もう少し考察しておきたい。

まず、「版図」あるいは「疆域」などとよばれた中国のいわゆる「領土」と、近代国家を構成する要件のひとつである「領土」との違いについて整理しておく必要がある。近代

国家における領土とは、本稿における考察との関連でいえば、このようにまとめられるであろう。すなわち、固定された、絶対的な境界線によって領域を定め、そのなかでは居住する住民ばかりでなく、自然的地形にいたるまで全面にわたって、権力が一元的・排他的に行使される空間である、と。領土の内部においては、権力の意思が全面にわたって均質に浸透していることが目指されるとともに、それが要求される。そのような権力の意思の浸透(「統治」)の及ばない地域は、「無主地」として扱われることになる。

これに対し中国の伝統的な領域観は、「普天の下、王土に非ざるなく、率土の濱、王臣に非ざるなし」(『詩経』小雅「北山」)とあるような、いわゆる王土思想によって説明される。皇帝の徳は普遍的であり、中心から同心円的に無限に拡がっていくと観念されている。そこで徳による教化を受け入れた者が、「近き者説び、遠き者来たる」(『論語』子路)ことによって、彼らの生活空間が、皇帝の統治する領域として暫定的に定まるわけである。すなわち一応境界は定められ、そこを版図・疆域と認識するものの、これは絶対的なわけではなく、そこに一面的に、権力は自らの意思を浸透させようと働きかけるわけでもない。「近き者説び、遠き者来たる」とあるように、徳治は感化されたものが自ら慕い寄って来るという方向で解されており、教化とは本来、民の側で自発的に受け入れることが期待されていた。皇帝の徳治に従わないものは、必ずしもこれに積極的に教化を施そうとするわけではなく――裏返せば、「教化」の名のもとに、無理やり中国

文化を押しつけるわけでもなく<sup>9)</sup>——、版図のなかにおいては、例外的に教化を受け入れない頑迷な民の存在も排除されない。民の「教化—化外」に着目し、教化を受け入れた者のみが、統治の恩恵に浴するのである。化外の民との間に共存が実現し安寧が乱されないかぎり——安寧が乱されるときには「武」によって「懲罰」が加えられるが——、例えば台湾の「生蕃」のように、「其未タ服セ不ルヲ生蕃ト謂フテ、之ヲ化外ニ置キ、甚タ理スル事ヲ為サ不ルナリ」<sup>10)</sup>と、皇帝の徳を理解できない者は化外に捨て置かれるのみだった。多くの民が皇帝の徳に感化されて慕い寄って来ることによって、有徳者たる皇帝の善政が確認されるわけであるが、実際には全世界が皇帝の支配下に入るなどあり得なかったわけで、こうして化外において放任する（＝結果として、自治を認める）のは、教化に服さないものを指して「皇帝の徳が不足している」と非難され、統治の正当性を問われることを封じる現実的な解釈のしかただったとも言えるだろう。

しかし、もちろんこれは、権力の側からの積極的な教化の働きかけ、さらには教化の強制が、政策として推進される可能性まで排除するものではない。ここで重要なのは、たとえ積極的に教化が進められて、それが成果を挙げられなくても、責任を「生蕃」の側に一方的に転嫁することによって、皇帝の徳に対する正当性が問題化されるのを、未然に回避する装置が保障されていることなのである。そして教化が強制ではないことによって、多様性の共存が容認される結果となっていた。

このような支配のあり方は、西南の少数民族に対しても、その有力者を地方官に準ずる官職である土司・土官に任ずることによって、彼らの間接統治に委ねる土司制度にも現れている<sup>11)</sup>。中国化の浸透しない少数民族を化外に置き放任するのに比べ、この制度によって、必ずしも漢化＝中国化を受け入れてはいない少数民族との間にも、より安定的な状況が確保されることになった。少数民族の側でもこれによって、最低限の中国化を受け入れさえすれば、圧倒的な漢族社会との間に、必要な範囲内での文化的・経済的交流を保ちながら、自らの独自性を保つことが可能となっていた。

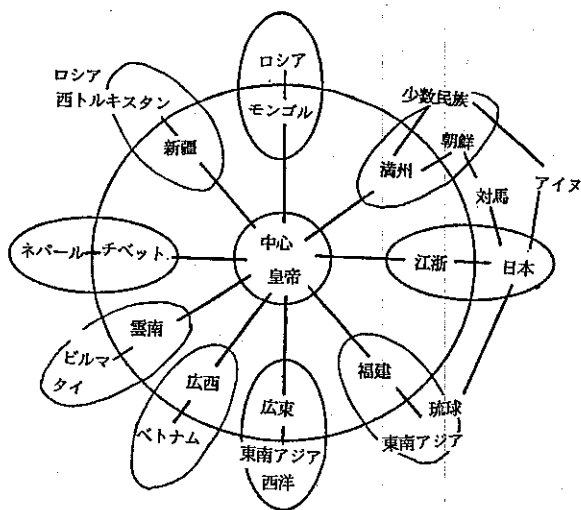
これら土司に対しては、明清期以降はほぼ一貫して、土司を改め中央から派遣される流官の管轄に帰す改土帰流が推進され、これは徐々に中央の直接支配に統合されていった。このような改土帰流は、王朝の側からは教化が達成された結果と一方的に見なされるわけで、それによって皇帝の支配の正当性はますます確かなものとなる。しかし、これもその実態は、明代以来の漢族社会における急激な人口増加にとともに、漢族の辺境への移住の結果として、漢族が土司地域へ次々に移住し混住していった結果を追認し、儒教の正統的な統治理念に照らして、これを教化の達成として合理化することによって、王朝（＝中国）の側から秩序として安定させるものだったと考えた方がよいと思われる<sup>12)</sup>。

追認に特徴的な版図支配における徳治・教化のベクトルは、さらにその外側にも適用され、いわゆる朝貢体制が構築されていた。朝貢体制の性格については、別に整理しておい

たので(1)、ここでは行論に必要な範囲で補足しておく。

朝貢体制は、広東が東南アジアに対して、福建が東南アジアや琉球・日本に対して等々、高い流動性をもって外に開かれた周辺の地域社会が、隣接する外側の地域・民族との間にもっている独自の、そしてかなり自律的な交流のネットワークを取り込みながら、つまり、その地域相互の間に内在する多様な地域の論理をそれとして容認しながら、皇帝(中央・中心)の權威のもとにこれを整序・管理し、ゆるやかに統合して、それらを中継するものだった。その際、そのような追認を合理化する論理として、徳治はきわめて都合のよいものだった。領域として囲い込むというよりは、このようなネットワークを中央が求引する、その求引力によってつくられる空間が中華世界であり、そのうち科挙官僚によって巡礼される「巡礼圏」が中国王朝の版図であると観念されていた。それ故、中心一周辺の関係によって定まるこの空間の範囲は可変的であり、暫定的であった。官僚が巡礼する版図において、典礼・科挙・学校事務など儀礼や学問、すなわち中華の正統思想を統括する、いわば中華のイデオロギー担当部門である礼部が、外側にある朝貢関係をも統括し、あるべき世界として「東南の弦月」を秩序化するわけである。

清朝は、(図2)に示したように、モンゴル・ロシア、東トルキスタン(新疆)・西トルキスタン・ロシアなど、西北内陸の地域間交流のネットワークを、礼部(中国として)によってではなく理藩院によってであるが、これら内陸のネットワークをも取り込み、「東南の弦月」とも結合させた点に



〔図2〕 中心一周辺構造からみた清朝

大きな特徴があった。

## 二 伝統的版図支配の再編——「中国」の創出

前近代の東アジア世界にあって日本は、豊臣秀吉の朝鮮出兵のように、中華世界の秩序を破壊する行動をとった後も、江戸時代には、「鎖国」によって中華世界からの自立を志向しつつ、その一方で「両属」や属国の「自主」という中華世界の秩序原理を積極的に利用して、中華世界との接点を維持

していた<sup>(13)</sup>。それが明治政府の成立以来、近代国家の形成が大きな課題となるや、近代国家の要件たる領土・国境の画定と、その領域における絶対的な主権の確立をめざすことになった。こうした施策は、周辺諸国との間に歴史的に形成されてきた関係を否定するものでもあったわけで、これは必然的に周辺諸国には秩序の破壊行為と映ったわけである。このような秩序の破壊は近代的な領土主権の確立に対処するために、清朝の側も周辺地域の支配のあり方を変更していった。そこで、日清修好条規の締結と台湾出兵をめぐる対日認識、およびそれに触発されて起こった塞防―海防論争に焦点をあてて清朝の対応を概観する<sup>(14)</sup>。

#### 1 日清修好条規をめぐる

朝鮮外交を近代的に改変しようとした明治政府は、一八六九年まず対馬藩を通じて王政復古を朝鮮に通知しようとしたが、文書中に「皇」「勅」の字があるなどの、いわゆる書契問題で朝鮮側に文書の受取を拒否され、この試みは暗礁に乗り上げてしまった。そこで日本はまず宗主国中国と対等な条約を結び、そのうえで中国の下位にある属国朝鮮と不平等条約を結ぶという、伝統的宗属関係を利用した迂回策に方針転換し、まず中国との間に対等な条約関係の締結を求めるにいたった。一八七〇年秋、日本は柳原前光を派遣して条約の締結を求め、翌年、李鴻章と伊達宗城との間で、中国側の作った草案をたたき台にして協議し、日清修好条規を締結した。

この時期、日本については、「今の日本は、即ち明の倭寇なり<sup>(15)</sup>」という認識が一般的であって、警戒感および不信任

が根強かった。李鴻章は「臣査するに、日本は古の倭奴国で、東洋諸島中に在り、夙に強大を称す。江蘇・浙江・福建から隔たること数日の日程に過ぎず。元の世祖以後、中国と朝貢を通ぜず、ついに明の世に倭患甚しくなり、東南各省はしばしば蹂躪された。史書には倭性桀黠という<sup>(16)</sup>と述べている。つまり、中華世界の周辺にありながら、朝貢を行わないで、中華世界の秩序に加わらず、「強大」をとなえて力待み、ついに中華世界の秩序を破壊する者」倭寇として暴れまわるに及んだのである。そもそも中華の価値体系においては、「文」の裏付けのない「武」は正統たりえなかった。

この倭寇たる日本の侵略の可能性については、特に豊臣秀吉の朝鮮出兵の記憶が強く残っていたため、もし侵略があった場合、その矛先は朝鮮に向かうと意識されていた。朝貢体制が周辺地域における地域の論理を追認しつつ、皇帝の權威のもとに統合をはかるものであった以上、周辺地域の安定なり、貿易なり、中国にとって個々の朝貢関係の意味づけはさまたざったが、清朝の故地である満州に直接隣接する朝鮮の場合、安全保障上の意味がきわめて大きかったわけで、日本の朝鮮侵略の可能性は重視せざるを得なかった。そこで日清修好条規の第一条に「両国に属するところの邦土も、また各々礼を以て相待し、いささかも侵越することあるべからず、永久の安全を得せむべし」と規定し、「両国所屬邦土」という表現に、暗に朝鮮などの属国をも包含させることで、日本の侵略を封じようとした<sup>(17)</sup>。

しかし、日清修好条規締結の翌年にはもう改訂を要求して

くるような日本の態度に対して、李鴻章が「狡黠可惡」と評して不信感をあらわにしているように<sup>(18)</sup>、日本の行動は信義に反する無原則な秩序破壊でしかなかった。この点で、「万国公法」が紹介されて以来のヨーロッパが、彼らなりの秩序・合理的行動様式があるものと認識されるようになっていたのとは異なっていた。

## 2 台湾事件とその後の台湾支配

一八七三年、同治帝の親政慶賀と日清修好条規の批准のため派遣された外務卿副島種臣の使節は、前年に起こった琉球島民が台湾「生蕃」に殺害された事件について、中国側の見解を聞いた。総理衙門は台湾の生蕃について、「此ノ島ノ島民ニ生熟兩種アリ、従前我カ王化ニ服シタルヲ熟蕃ト謂ヒ、府県ヲ置テ之ヲ治ム、其未タ服セサルヲ生蕃ト謂テ、之ヲ化外ニ置キ、甚タ理スル事ヲ為ササルナリ」、「生蕃ノ暴横ヲ制セサルハ我政教ノ逮及セサル所ナリ」<sup>(19)</sup>と、現状を承認していく伝統的な徳治の論理で説明していた。この回答を根拠にして、日本は、統治責任を放棄した生蕃地は無主の居住地域にはかならないという論理を組み立てて、翌年台湾に出兵した。日本の出兵があるとすればそれは朝鮮だろうと考えていた李鴻章であったが、出兵の事実を確認するや、直ちに対応策を講じた。

李は、「沈葆楨を派遣して同年中に兵船を率いて台湾に赴き、巡防の布置を施し、(生蕃を)治め慰撫すること、外人が不遜な野望を抱くことをなくさせる。こうした措置に先に着手すれば、無主の主張に惑わされることはない。日本は

これを聞けば意気沮喪するだろう」<sup>(20)</sup>と、日本より先に生蕃を治めることによって統治の実績をつくりあげ、「無主」という日本の論理を封じようとした。版図内であっても政教を解さない民は化外に置き、敢えて統治の対象とせず管轄しないという従来の中国の論理では、領域内のすべてに対し独占的に、均質に権力を行使し、その裏返しとして統治の責めをも負うという日本の論理に対抗しきれないことを敏感に認識していたのだった。

日本の侵略行為は、廃藩置県にともなう国内の混乱を外にそらすための、「力」に任せての行為と考えられた<sup>(21)</sup>。このような「武」の行使は、従来の倭寇イメージに沿うものだったが、日本が「力」に加えて「万国公法」をもって問責した領域内全面にわたる統治責任に対して、貧弱な海防の備えと伝統的な版図支配の理念では有効に対処できなかったわけである。そこで、以後、台湾の統治にかかわった沈葆楨や丁日昌らは、従来の支配のあり方を根本的に改変して、生蕃の居住する山地の開発を進めながら、これに積極的な教化を加えて、統治に組み込んでいった。また従来、許可なしには認められていなかった内地からの移住についても、多くの住民が禁令を犯して密航してくる現状をなし崩し的に追認していた従来のを改めて、むしろ広く移民を招き寄せて、積極的に統治に組み込んでいくように、追認から積極的な奨励、働きかけへと統治のベクトルを変更していった。以後、台湾は海防の最前線として、生蕃も積極的に取り込みながら、洋務企業経営などが進められた。そして一八八五年には、前年の

新疆への省制施行に続き、台湾省が設置されるに及び、初代巡撫劉銘伝は引き続き積極的な台湾経営を推進した。

### 3 塞防—海防論争と新疆省建省

台湾事件は中国の指導層に、海防の不備と伝統的な版図支配の脆弱さを痛感させることになった。そこで日本との和解が成立するや、一八七四年末、恭親王ら総理衙門の求めに応じて有力地方官に出された、海防強化策についての具申命令に端を発した議論は、海防のためには当時進行していた新疆の回復——当時新疆はヤクブ・ベクのカシガル政権やロシアのイリ地方占領などで清朝のコントロールから離れてしまっていた——を停止して、これを放棄すべしとする海防論と、新疆の回復を唱える塞防論との間で、大論争に発展した。いわゆる塞防—海防論争である。

この論争については、既に詳細な研究もあり、筆者も簡単な整理を試みているので、行論に必要な限りで李鴻章の海防論と左宗棠の塞防論について、要点のみ列挙しておく。

李鴻章は大胆にも、乾隆帝以来の祖宗の「成法」を変更して新疆を放棄し、その予算を海防にまわすことを主張した。そして、英露の影響力の中央アジアへの浸透という実態をふまえて、放棄したあとの措置として、イリ・カシガル・ウルムチ等の「回酋」を招撫して自治を許し、土司や属国のように扱えばよいとした<sup>(22)</sup>。防衛のラインを嘉峪関に置いて直轄省を守り、周辺には清朝の名目的權威のみを確保して敵対することさえなければよいとしたのだった。

これに対し新疆回復を主張した左宗棠ではあったが、これ

もたんなる「成法」の維持に止まるものではなかった。彼は一八七七年ロシア占領下のイリ地方を除く全新疆を回復すると、ロシアの領土支配の拡大に対処するために、新疆に省制を施行して郡県制に改め、自治に代えて集権的な直接統治にすることを主張したのである<sup>(23)</sup>。イリ地方が一八八一年のペテルスブルク条約によって返還されて、この地に近代的な意味での国境線が成立すると、一八八四年新疆省が設置されるまでの間に、左宗棠はウイグル人に対し、漢語教育など積極的な漢化の働きかけを行い、内地との一体化を推進した。このような「民衆を直接統治の対象とした行政」<sup>(24)</sup>への移行は、省制施行後も継続して進められた。

### 4 「中国」の創出

塞防—海防論争とそれに続く新疆・台湾両省の建省へといたる論議は、いずれも日本やロシアの軍事的圧力と近代的な国境・領土支配に対峙するために、従来の周辺へのゆるやかな統治では対応しきれなくなったことを共通の認識として、その変更を主張し、周辺への積極的な権力の行使による内地との一体化、中国化を志向するものだった。曖昧だった周辺に防衛のラインを敷き、その内側では中央の一元的な権力を末端にいたるまで、例外なく、一面的に浸透させていくこととなった。それまで追認されていた周辺の地域の論理に対して、中央の国家の論理が優越し、これが均質性・全域性を求めて周辺地域に積極的に適用されていたのである。以後、台湾の生蕃や新疆のウイグル人らは「少数民族」として、「中国」に組み込まれていくこととなった。こうして、今日

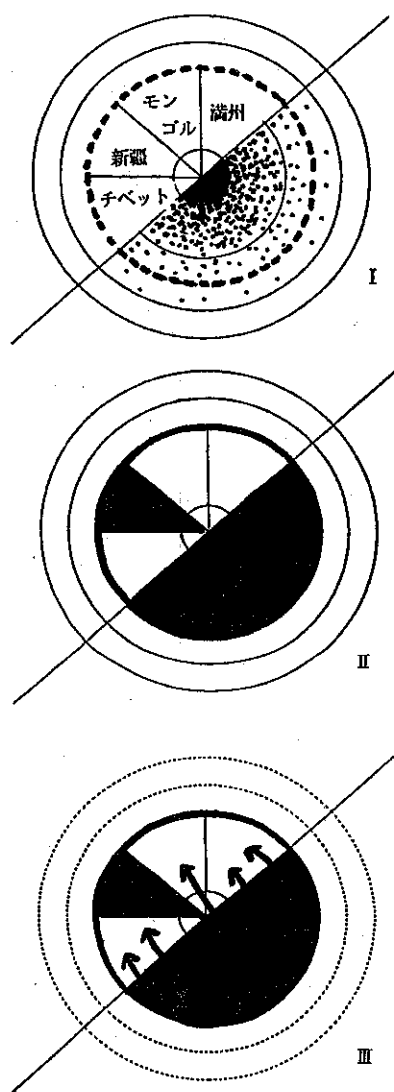


我々がイメージするところの「中国」が領域的実体をもって現出してきたのである。清朝の伝統的な周辺版図支配は、ここに、そのベクトルを追認から積極な働きかけへ（さらには強制へ）と大きく転換させることを余儀無くされたのだった。

同様のことは国境をはさんだ向こう側の地域についてもいえる。西トルキスタンのムスリムは、ロシア帝国の「異民族」として扱われるようになった。また、琉球処分によって日本に併合されたかつての琉球王国の人々は、以後（日清戦争後さらに）、日本国民（沖縄県民）として皇民化の対象となったのだった。そしてこのような周辺地域における領土支配の確立によって、従来のような外に開かれた周辺地域どうしの交流が、それぞれの帰属する国家を背景にした交流に、例えば、東シナ海における琉球と福建の交流は、地域の論理

を分断させて、東京と北京の政府間の回路を介した外交関係へと変質させられていったのである。

この時期の、このような版図支配の再編のあり方は、先に提示した〔図1〕に即して考えると、〔図3〕のようになるだろう。従来の清朝の世界観（Ⅰ）では、中心から徐々に皇帝の徳が薄くなっていく（つまり、黒点の密度が粗になっていく）同心円的世界が観念され、清朝は満州のほか、直轄省（教化の薄い土司地域も含む）と藩部を自らの版図と見なしていたが、その境界線は、図においては太い破線で表記されるように、暫定的なものでしかなかった。それが、まずこれまで版図として区分してきた境界線を絶対的な国境として引き直し（破線の実線化）、さらにその内側において、「東南の弦月」の半円では、中央権力が濃淡の差なく、均質に塗り込められ、そしてこれが「西北の弦月」の一部（新疆）にも及



〔図3〕「中国」創出の過程

ぼされていくこととなった(Ⅰ)。この後、日清戦争によって外周の属國を失って以来、満州への東三省総督の設置や東チベットへの西康省設置など、藩部の塗り残された部分を同様に塗っていく作業が続けられ(Ⅱ)、これにもとづいて近代國家の建設が試みられたのである。

### 三 「中国」創出の論理とその性格

この時期、清朝は周辺の版圖支配を追認から積極的な働きかけへと改変して、版圖全域を「中国」として積極的に文化的一元主義に統合していく方向へ、大きく踏み出した。

しかし一方で、このような版圖支配の再編は、劉銘伝が台湾において、「民番はみな朝廷の赤子である」ので、「朝廷はこれを一視同仁にあつかう」<sup>(25)</sup>と述べているように、依然として伝統的な徳治の理念にもとづいて説明され、正当化されていた。また左宗棠も新疆において、「彼の殊俗を化して我が華風に同じくせん」がために義塾を設けて中国化を推進し、その成果について「人として持っている善性(秉彝之良)には中外の分がないことがわかる。(回民も)善たらんとすれば善たり得るのは、理の当然である」<sup>(26)</sup>と自賛しているように、このような中国化は、文化的欠如態たる回民を教化して本来あるべき完成態にしていくことと觀念されていた。その点で、確かにこれは、伝統的体制の連続としても理解されるべき性格のものであった。そしてこのように、徳治・教化の理念に即して進められるかぎり、この建前に正面から異を唱えることはできなかった。

ただし、その実態は伝統的な徳治とは明らかに異なるものであった。つまり、伝統的な中華世界の教化のあり方は、漢族社会の活発な移動性・流動性による居住地域の拡大を教化の浸透として追認したり、版圖内においても教化を受け入れないものは化外に置いて放任したり、漢族社会に不都合を及ぼさないかぎり、「夷人」によって夷人を治め<sup>(27)</sup>させたりするものであった。これに対し、この新たな政策は、近代的な領土支配との対峙のなかで、全域的な教化——受け入れないものの存在を認めない、積極的な働きかけ——を志向するものであった。そのことは、台湾における政策の変更が、日本の主張した近代的な領土主権の原理に対して、伝統的な版圖支配では有効に対処しきれなかったことに、その直接の契機が求められることから明らかであろう。

近代世界と対峙するなかで、伝統的な教化の理念を根拠にしながらも、その伝統的な教化を積極的に、例外なく、全域的に押し進めていくことにより、この教化の実態は、伝統とますます乖離していくのだった。これは、この時期の朝鮮との宗属関係が、伝統に根拠を求めて独自の関係を保持しようとするほど、かえって近代的な「力」の支配に陥っていったのと同様である<sup>(28)</sup>。周辺地域との間に歴史的に形成されていた関係を断絶させて、自覚的な「選択」として近代國家——近代世界を志向した日本とは異なる、カッコつきの「近代」的再編の特徴だったといえるだろう。

ところで、この再編が中国化として進められたことについては、一九世紀後半、太平天國の鎮圧を機に台頭してきた漢

人官僚の存在が大きな意味をもつように思われる。

かつて太平天国に対して、「これはただわが大清の非常事態であるのみならず、開闢以来の名教のあり得ないような大非常事態である。わが孔子孟子はあの世で痛哭されている」<sup>(29)</sup>といひ、郷勇を編成して鄉村秩序の維持を呼びかけた曾國藩にとつて、守るべきは名教体制にほかならなかつた。そして曾國藩をはじめ彼に賛同した多くの漢人官僚にとつて、その体制を守るためにも、清朝を守る必要があつたのである。とすれば、周辺地域の危機にともなつて中華世界の統合のバランスが崩れていくなかで、彼ら漢人官僚の求めた解決策が、満州人王朝としての「成法」の維持に向かうよりは、たとえ「成法」を変更してでも、何よりも名教体制とそこに集約される文化<sup>II</sup>中国文化の保持に向かうのは当然であつたといえよう。

そのような秩序回復の論理が鮮明になつたのが、塞防—海防論争以来の新疆省建省をめぐる議論であつた。李鴻章や左宗棠をはじめとして、この論争には、曾國藩の影響を受けて、太平天国や捻軍の鎮圧に従事するなかで頭角を現していつた漢人官僚が多く参加していた。そこでは、海防論が、明朝以来の本来の中国—中華世界を守り、非中国の新疆の放棄も止むを得ないとした——曾國藩も新疆放棄を唱えていたとされる<sup>(30)</sup>——のに対し、塞防論にしても、たんなる乾隆帝の新疆征服という祖宗の偉業の回復だけでは済まされず、清廷の意圖を越えて結局は新疆への教化の浸透、すなわち新疆省の建省による内地化<sup>II</sup>中国化に帰結せざるを得なかつた

わけである。つまりこの論争は、新疆を放棄するか否かをめぐつて争われるなかで、結局、「中国として」「どこ」を保持するか?」「中国の統合を」「どこ」に求めるか?」の論争に帰結していつたのであつた。

同様に、中国の「近代史を西欧近代の武力及び経済的優位をバックとした西欧文明の中国文明に対する優越的態度に対して、中国の思惟の独自性を文化の総体性において確保しようとする過程であつたと把握するならば」<sup>(31)</sup>、中体西用論などに象徵される清末の思想的問題は、迫り来る政治的・経済的・文化的危機のなかで、「中国の文化的アイデンティティ」を「何」に求めるか?」をめぐる格闘だともいえるであろう。その意味で、本稿で見つけた『版図支配の再編』周辺の中国化—「中国」の創出—は、実は、この時期の大きな思想的状況とも密接に連動していつたのである。

### おわりに

版図内の周辺地域に対する支配の再編は、朝鮮に対する宗属関係の強化とも連動し、末端において開かれた中華世界の柔構造を「閉じた」系に取り込んでゆく、積極的・直接的関与に向かわざるをえなかつた周辺政策の再編の一環であつた<sup>(32)</sup>。そしてそのとき、この再編の根拠は、伝統的な徳治の理念に求められた。再編がカッコ付きの「近代」的再編だつた所以である。

しかし、このような正当化の論理は、日清戦争の敗戦を機に大きく動揺することとなつた。それに続く「瓜分」の危機

のもとにあっても、「中国」としての国家の論理が地域の論理に優越していく、つまり中央権力の全般的な支配・掌握が積極的に進められていく趨勢に変化はなかったが、しかしそれを正当化する根拠は一八〇〇度転換して、今度はヨーロッパ近代、近代国家に求められることとなったのである。

一九〇一年、梁啓超は、伝統的な中国の国家について、国家と人民とが全く分離しており、広大な領域において統治の力は薄弱であると規定し、これに対し、ヨーロッパ近代の国家は、国家と人民が一体であり、政府の統治の権は甚大であると述べて、優勝劣敗の世界にあって、淘汰されてしまわなために、中国も国家と人民とを一体化させる必要性を説いた(39)。より「進化」した国家として、ヨーロッパ近代の主権国家のモデルが、進化論Ⅱ「科学」にもとづいて設定され、中国をそのように改変していくことが求められるようになったわけである。こうして、カッコ付きの「近代」的再編から、カッコがはずされていくことになった。

「救亡」の課題のもとに要請された、このような国家と人民の一体化・中央権力の浸透は、その後も一貫して続き、中華人民共和国の共産党支配のもとでは、都市―農村戸籍の管理や檔案袋に象徴されるような、個々人の支配・掌握にまで及んだ。しかし、改革開放によって「放権讓利」が進められ、ともかくも生産力の発展に寄与するかぎりには、地方の自主性が尊重され、その動きを中央が追認するようにもなった。そのようななかで、地方社会は国家・中央の枠を超えた動きをするようになっていく。するとこれは、一面におい

て、中央から末端への働きかけ・掌握という、近代百年の、国家による支配のベクトルを、むしろ本来の中国社会の追認のベクトルに解き放っていく試みだったともいえるのではないだろうか。もちろん、経済発展(その意味では、近代)を正当化の根拠とする点で、徳治・教化という伝統に根拠を求めるかつての王朝国家とは根本的に異なるが――。

近代世界と対峙し、そして近代世界のなかで「万国の一つ」となって、「救亡」のために創出された、国家に同定された「中国」という実体と、それを受け入れた我々の視点は、再び地域社会が活発に自らの論理を主張を始めている現在の状況にあって、大いに動揺している。中国について、より柔軟で多様な認識枠組みが必要になってきているといえよう。

## 注

(1) 近代的な主権国家システムの国家中心主義的な考え方については、リチャード・フォーーク「西欧国家システムの再検討」(坂本義和編『世界政治の構造変動』第一巻「世界秩序」岩波書店、一九九四年)参照。

(2) このような反省のもとに、中国を「多民族、多地域、多文化を持った、多軸、多層、多様性を持つ地域社会として捉え直す」試みとして、浜下武志「近代東アジア国際体系」(平野健一郎編『講座現代アジア』第四巻「地域システムと国際関係」東大出版会、一九九四年)がある。本稿はむしろ、本来の多様性として

の中国が、國家に収斂された均質性としての「中国」に変容していく過程を検討することによって、國家中心主義的な「中国」像を相対化しようとする試みである。

- (3) 清朝の対モンゴル、藩部支配については、片岡一忠『清朝新疆統治研究』雄山閣出版、一九九一年、第一章、間野英二・中見立夫・堀直・小松久雄『地域からの世界史』六「内陸アジア」朝日新聞社、一九九二年などを参照。

- (4) 伝統的な中華帝國の支配の論理を「文化的一元主義」として論じたものとして、佐藤慎一「儒教とナショナリズム」(『中国—社会と文化』第四号、一九八九年)、加々美光行「中国の國家原理と民族」(近藤邦康・和田春樹編『ハレストロイカと改革・開放』東大出版会一九九三年)を参照。

- (5) Mark Mancall, *The Ch'ing Tribute System: An Interpretive Essay*, John K. Fairbank, ed., *The Chinese World Order: Traditional China's Foreign Relations*, Harvard U.P. 1968. ただし、マンコールは後で、「西北の弦月 the northwestern crescent」を「北の弦月 the northern crescent」と変えよう(China At The Center: 300 Years Of Foreign Policy, Free Press, New York, 1984.)。なお、従来の東アジア國際關係史研究とマンコールの研究については、佐々木揚「清代の朝貢システムと近代中国の世界観—

—マーク・マンコールの研究について」(一・二)『佐賀大学教育学部研究論文集』三四集二号・三五集二号一九八七・八八年)参照。

- (6) 朴趾源『熱河日記・下巻』平凡社・東洋文庫、一九七八年、五十六頁、片岡一忠前掲書、第一章、参照。

- (7) 必ずしも教化は積極的に働きかけるべきではなく、教化を受け入れない者はその俗に任せるという考え方は、例えば、道光年間に台湾鹿港庁の同知を歴任した陳盛韶が、生蕃の統治について、「要するに、夷人によって夷人を治め、夷人の風俗・習慣に従って救済すれば、これで治まるのである。もし事ごとに、ひたすら法例に固執して、夷人の習俗の範囲を超えるようなことを求めても、かえってごたごたや訴訟がつぎつぎに起る結果になり、衆人の怨みは治まらないのである」と述べているように(小島晋治はか訳「閩俗録」平凡社・東洋文庫、一九八八年、一二三頁)、地域の实情に即した合理的な統治方式として、当時の官僚にも自覚されていた。

- (8) 『日本外交文書』巻六、一七七頁。

- (9) 土司制度については、龔蔭『中国土司制度』雪南民族出版社、一九九二年、参照。

- (10) 改土帰流をめぐる秩序化の論理については、別に改めて論じる予定である。

- (11) 拙稿「中華帝國の「近代」的再編と日本」(大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地』第一巻「植

民地帝国日本」一九九二年、「伝統と近代の狭間に立つ中国——活性化する「辺境」」(『外交フォーラム』一九九四年五月号)。

- (12) 伝統中国に「巡礼圏」の概念を適用した議論としては、村田雄二郎「中華ナショナリズムと「最後の帝国」(蓮見重彦・山内昌之編)「いま、なぜ民族か」東大出版会、一九九四年」参照。

- (13) ロナルド・トビ(速水融はか訳)『近世日本の国家形成と外交』創文社、一九九〇年、真栄平房昭「幕末期の海外情報と琉球」(『地方史研究協議会編』『琉球・沖縄』雄山閣出版、一九八七年)などを参照。

- (14) この時期の対日認識については、既に佐々木揚「同治年間における清朝官人の対日観について——日清修好条規締結に至る時期を中心として」(『佐賀大学教育学部研究論文集』三二集二号、一九八四年)、同「同治年間後期における清朝洋務派の日本論——李鴻章の場合を中心として」(『東洋史研究』四四卷三号、一九八五年)等で詳細に検討されており、本稿もそれによるところが大きい。また、台湾事件、塞防―海防論争とそれに続く新疆・台湾両省の建省にいたる清朝の政策の改変については、筆者は既に、注(11)及び「中華世界の「近代」的再編——清末の辺境支配」(溝口雄三ほか編『アジアから考える』第二巻「地域システム」東大出版会、一九九三年)で論じているので、本稿では行論に必要な範囲での略述に止める。関連する

先行研究については、これら前稿を参照されたい。

- (15) 李鴻章「致総署論造砲製器之利」『近代中国対西方及列強認識資料彙編』第二輯第一冊、中央研究院近代史研究所、民国七十三年、一三〇頁。

- (16) 「選議日本通商事宜片」同治九年十二月初一日『李文忠公全集』(以下、『李全集』と略)奏稿卷一七。

- (17) 「日本約章繕呈底稿摺」同治十年七月十五日『李全集』奏稿卷一八。

- (18) 「復黃子壽太史」同治十一年四月初八日『李全集』朋僚函稿卷二二。

- (19) 「日本外交文書」卷六、一七七一―一七九頁。

- (20) 「復李雨亭制軍」同治十三年四月初二日『李全集』朋僚函稿卷一四。

- (21) 「復沈幼丹節帥」同治十三年四月十八日『李全集』朋僚函稿卷一四。

- (22) 「籌議海防摺」同治十三年十一月初二日『李全集』奏稿卷二四。

- (23) 「覆陳海防及閩外剿撫糧情形摺」『李文襄公全集』奏稿卷四六。

- (24) 片岡一忠、前掲書、二二二頁。

- (25) 馬麒「示威懷德」『一視同仁』——略論劉銘伝在台灣「撫番」(蕭克非・仲沖・徐則浩主編『劉銘伝在台灣』上海社会科学院出版社、一九八七年)。

- (26) 『光緒朝東華錄』光緒六年四月甲寅条。

- (27) 注(7)参照。

(28) 拙稿、前掲「中華帝国の「近代」的再編と日本」参照。

(29) 「討粵匪檄」(西順蔵編『原典中国近代思想史』第一冊、岩波書店、一九七六年)。

(30) 李鴻章「奏陳方今天下大勢暨分条復陳練兵造船籌餉各事」『近代中国对西方及列強認識資料彙編』第二輯 第一分冊、二三八頁。

(31) 大谷敏夫『清代政治思想史研究』汲古書院、一九九一年、一三頁。

(32) 拙稿、前掲「中華世界の「近代」的変容」参照。

(33) 「国家思想變遷異同論」『飲冰室文集之六』。なお、梁啓超は、上からの支配の浸透だけではなく、末端の人民が国家を担うという、双方向性として国家と人民の一体化を理解していた点で、これは本稿で概観したような、一方的な上からの教化の働きかけとは異なる。ただしここでは、社会の末端と中央の権力とが例外なく結び付けられる趨勢にのみ注目している。

〔付記〕 本稿は、中国社会科学学会一九九三年度大会シンポジウム(一九九三年六月二〇日)における同名の報告にもとづき、これを論文化したものである。本来、前号に掲載すべきものであったが、全面的な書き直しを行ったため、一年遅れになってしまった。関係者、特に村田雄二郎氏にご迷惑をかけたこととお詫び申し上げます。